

第5 収容人員の算定

1 共通事項

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、次によること。

- (1) 「従業者」について、正規・臨時職員を問わず、平常時における最大勤務者数とする。
- (2) 令第2条の適用のある法第8条の収容人員を算定するときは、1の棟の同一人が移動して他の棟を使用する場合は、同一人について当該他の棟の収容人員に算定しない。
- (3) 令第24条及び令第25条の収容人員を階ごとに算定するときは、同一人が防火対象物内を移動する場合にはそれぞれの階単位で算定する。
- (4) 「客席の部分」について、観客等が観覧等又は飲食等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。当該部分内の通路の部分については、収容人員の算定の対象からは除くものとする。
- (5) 「固定式のいす」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。
次に掲げるものは固定式のいす席として取り扱う。
ア 常時同一場所に置かれ、容易に移動することができないソファ等
イ 掘りごたつ
- (6) 「長いす式のいす席」について、当該いす席の正面を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てをする。
- (7) 収容人員の計算において、各項に特段の定めがない限り、それぞれの部分ごとに計算し、そのつど端数を切り捨てるものとする。

2 令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「客席の部分」について、用途ごとの取扱いは、次によること。

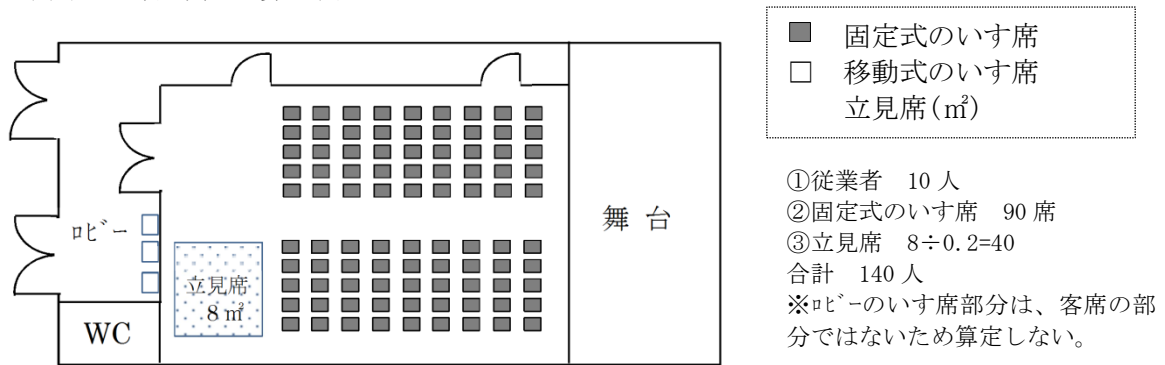
- (ア) 劇場・映画館については、演劇、音楽、映画等を鑑賞するために固定式のいす席等が設置されている部分をいう。
- (イ) 演芸場については、落語、漫才等の演芸を鑑賞するために固定式のいす席、すわり席等が設置されている部分をいう。
- (ウ) 観覧場については、スポーツ、見世物等を観覧するために固定式のいす席、すわり席等が設置されている部分をいう。
- (エ) 公会堂・集会場については、集会、会議、社交等の目的で集合するために固定式のいす席、すわり席等が設置されている部分をいう。

イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいう。
いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれない。

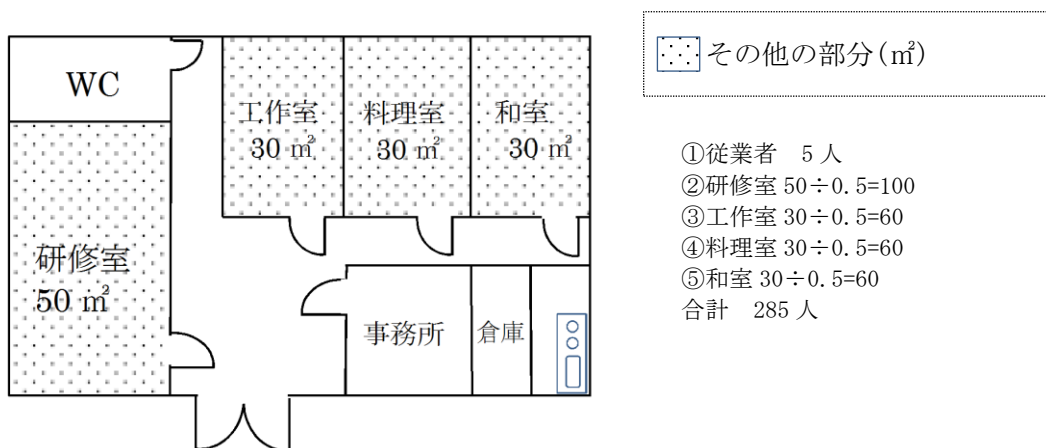
ウ 「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席などをいう。

エ 立見席を設ける部分及びその他の部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに床面積を0.2㎡又は0.5㎡で除算し、その商を合算する。合算前に端数が生じた場合は、その端数は切捨てをする。

<(1)項イ(劇場)の算定例>



<(1)項ロ(集会場)の算定例>



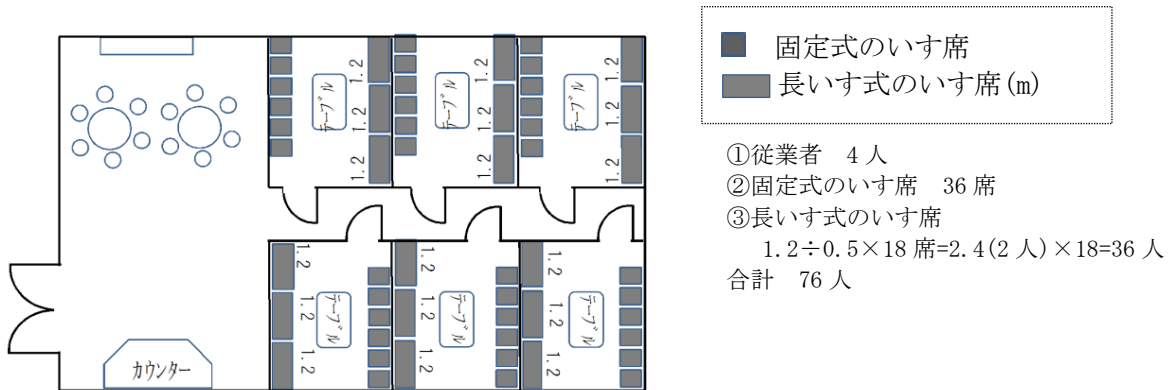
(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

- ア パチンコ等は1台につき1人として算定する。
- イ 囲碁、将棋、ビリヤード台は、1台につき2人として算定する。
- ウ ボーリング場は、レーンに付属する固定いすの数とする。
- エ マージャン台は1台につき4人として算定する。
- オ ゲーム機器では、機械を使用して遊べる者の数とする。
- カ ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄り部分の幅を0.5mで除して得た数とする。
- キ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わず、使用する部分を「客席の部分」として算定する。
- ク 「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、キャバレー及びライブハ

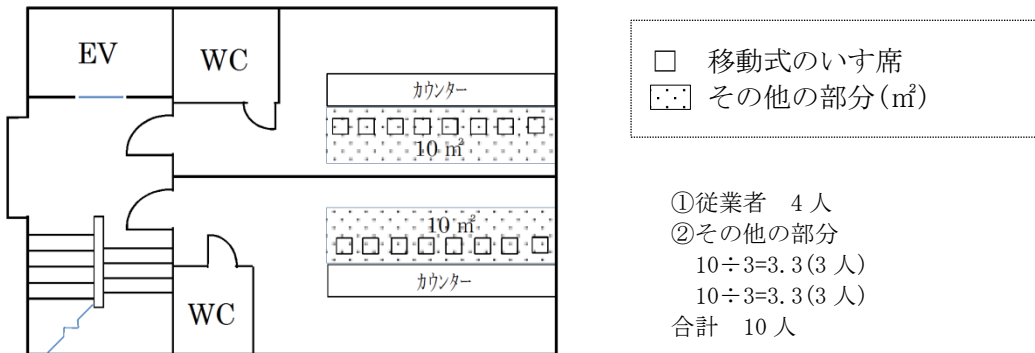
ウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいい、待合室及び待合部分は含まない。

ケ 「その他の部分」が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに床面積を3㎡で除算し、その商を合算すること。また、それぞれの部分で除算した場合、その商が1未満となる場合は、1として算定する。

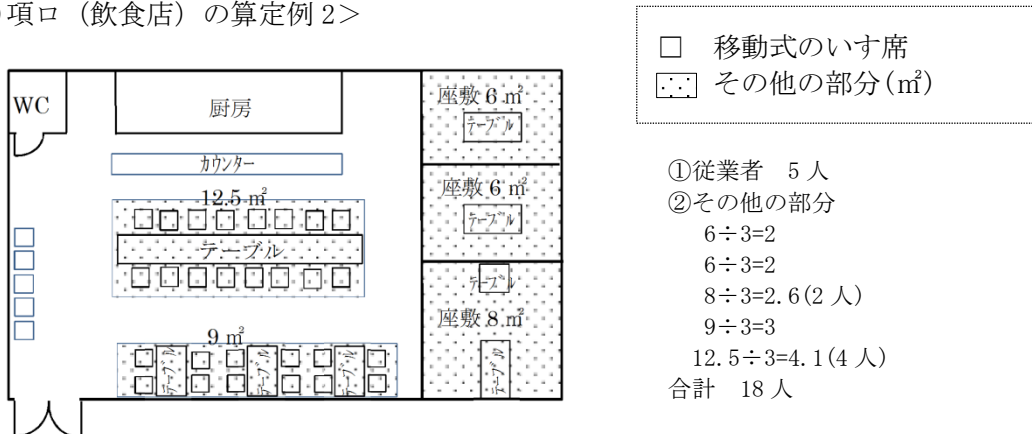
<(2)項ニ(カラオケボックス)の算定例>



<(3)項ロ(スナック)の算定例1>



<(3)項ロ(飲食店)の算定例2>

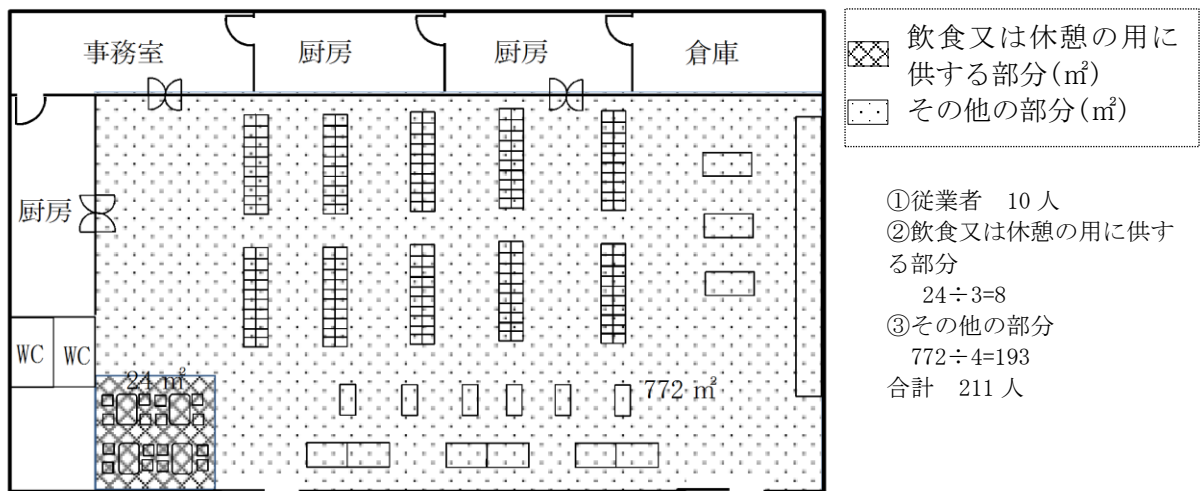


(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用や客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分や通路部分は含まれるが、事務室、従業者のロッカー室、商品置場などは含まれない。

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、レストラン、喫茶、その他の飲食店、喫煙所、子どもの遊び場、その他の飲食及び休憩の用に供する部分をいう。

<(4)項（物品販売店）の算定例>



(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア 「ベッドの数」は、ダブルベッドや二段ベッドについては2と算定する。

イ 洋室等で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

ウ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋及び簡易宿泊所の類をいう。

エ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの及び通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にあるものをいう。

オ 和式の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含めない。

カ 収容人員の算定は宿泊室ごとに行い、端数が出た場合は切り上げる。また、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には、各室1人として算定する。

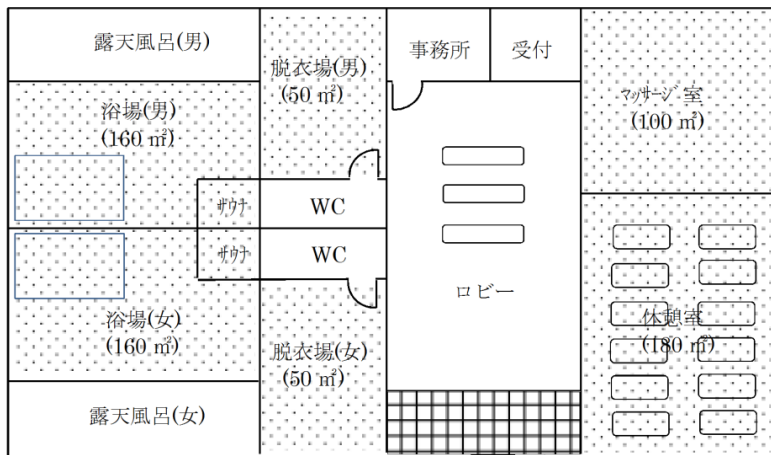
キ 1の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」について、これらの部分の利用者が旅館・ホテル等の宿泊者に限られる場合は、法第8条の規定の適用については、収容

(6) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場やボイラーマンの居室は含まない。

<(9)項ロ(公衆浴場)の算定例>



⊞ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積(㎡)

- ①従業者 20人
- ②浴場
 $160 \div 3 = 53.3$ (53人)
 $160 \div 3 = 53.3$ (53人)
- 脱衣場
 $50 \div 3 = 16.6$ (16人)
 $50 \div 3 = 16.6$ (16人)
- ③マッサージ室
 $100 \div 3 = 33.3$ (33人)
- ④休憩室
 $180 \div 3 = 60$
- 合計 251人

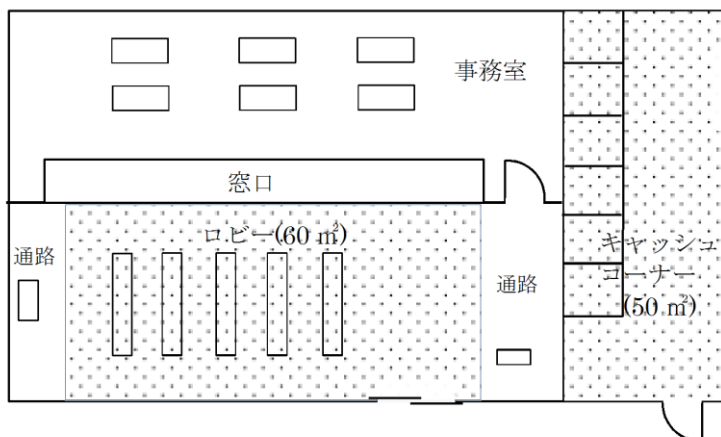
(7) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」の取扱いについて、通路、便所、洗面所、シャワー室、浴室、ロッカールーム、玄関、階段、収納室等は含まない。

イ 理容院、美容院、エステサロン、整骨院、整体等の収容人員の算定については、利用者がサービスを受けるために使用するいす又はベッドの数を「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数」として取扱う。

ウ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

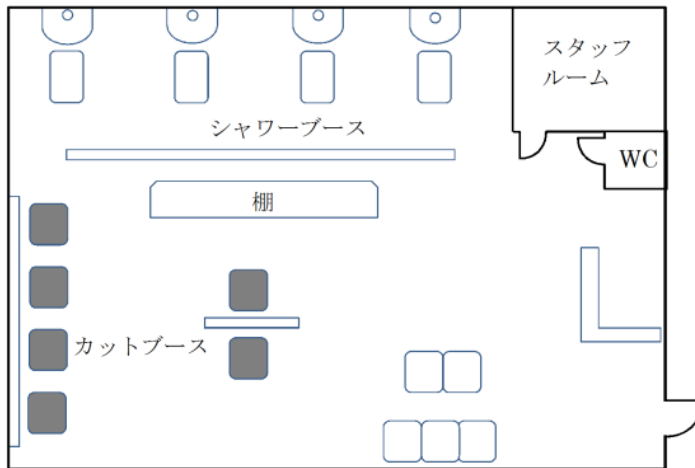
<(15)項(銀行)の算定例1>



主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積(㎡)

- ①従業者 10人
- ②主として従業員以外の者の使用に供する部分
 $60 \div 3 = 20$
 $50 \div 3 = 16.6$ (16人)
- 合計 46人

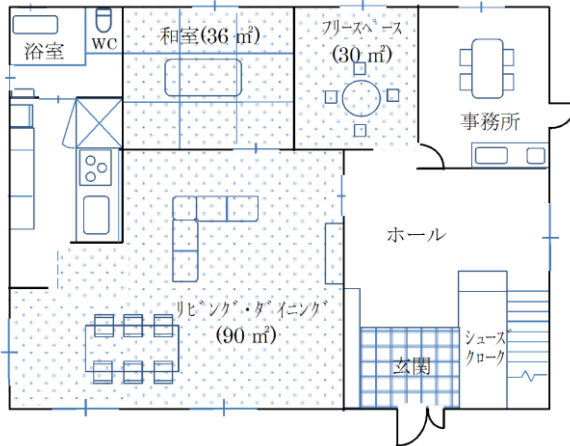
<(15)項(美容院)の算定例2>



- ①従業者
5人
- ②主として従業者以外の者の
使用に供する部分
6席=6人
- 合計 11人

<(15)項(住宅展示場)の算定例3>

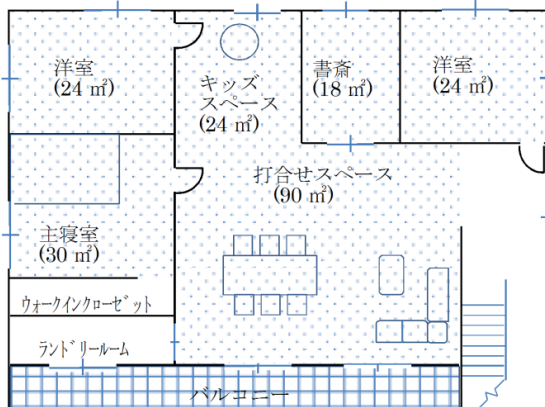
(1階)



主として従業者以外の者の
使用に供する部分
の床面積(㎡)

- ①従業者
4人
- ②主として従業者以外の者の
使用に供する部分

(2階)



- (1階)
- $90 \div 3 = 30$
- $36 \div 3 = 12$
- $30 \div 3 = 10$
- (2階)
- $90 \div 3 = 30$
- $30 \div 3 = 10$
- $24 \div 3 = 8$
- $24 \div 3 = 8$
- $24 \div 3 = 8$
- $18 \div 3 = 6$
- 合計 126人

(8) 令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

令別表第1に掲げる各項の用途に供される部分をそれぞれ1の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定する。

(9) 新築工事中の建築物及び建造中の旅客船

建築物内部において工事（電気工事、設備工事、内装工事等）に従事する従業者の数により算定する。なお、「従業者の数」とは、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とする。